

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年7月29日（令和7年（行情）諮問第864号）

答申日：令和8年6月17日（令和8年度（行情）答申第241号）

事件名：海士情報課程における教務実施要領の最新改訂版等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書30」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年6月24日付け防官文第2969号及び令和3年10月6日付け同第16844号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書1（原処分1について）

（略）

##### (2) 審査請求書2（原処分2について）

ア ないしエ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ （略）

キ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

ク （略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和元年6月24日付け防官文第2969号により、文書30（かがみのみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分1）を行った後、令和3年10月6日付け同第16844号により、文書1ないし文書29及び文書30（かがみを除く。）について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分2）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年11か月及び約3年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

## 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年7月29日 諮問の受理

- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月18日 審議
- ④ 令和8年6月11日 本件対象文書の見分及び審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、請求文言に別紙の1のとおり記載されていたことから、本件開示請求受付時点（平成31年4月23日）における「海士情報課程 教務実施要領」の最新改訂版、及び当該文書をつづっている行政文書ファイルにつづられているその他の文書を求めているものと解し、これに該当する文書として本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成又は取得しておらず、保有もしていない。

ウ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1について

標記の不開示部分には、本件対象文書の更新に係る担当者の氏名が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる隊員が特定され、情報を得ようとする者から当該隊員に対する不当な働き掛けが直接行われるおそれがあるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2について

標記の不開示部分には、自衛隊の情報業務の教育項目及びその教育実施要領について具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊における情報活動の内容及び任務形態等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

「海士情報課程」における教務実施要領（昭和42年海上自衛隊達第31号「海上自衛隊の教育訓練の実施に関する達」第11条）のうち2007.5.8一送請68で特定された以降の最新改訂版、及び当該文書を綴っている行政文書ファイルに綴られているその他の文書の全て。

### 2 本件対象文書

文書1	海士情報課程	教務実施要領1	情報一般
文書2	海士情報課程	教務実施要領2	情報活動概説
文書3	海士情報課程	教務実施要領3	情報保全概説
文書4	海士情報課程	教務実施要領4	秘密保全
文書5	海士情報課程	教務実施要領5	情報保証
文書6	海士情報課程	教務実施要領6	秘密保全実習
文書7	海士情報課程	教務実施要領7	情報保証実習
文書8	海士情報課程	教務実施要領8	情報の要求、情報資料の収集、 情報資料の処理、情報の配布
文書9	海士情報課程	教務実施要領9	
文書10	海士情報課程	教務実施要領10	
文書11	海士情報課程	教務実施要領11	司令部及び指揮下部隊
文書12	海士情報課程	教務実施要領12	作戦情報中枢及び情報専門 部隊
文書13	海士情報課程	教務実施要領13	保全組織及び機能
文書14	海士情報課程	教務実施要領14	保全専門部隊
文書15	海士情報課程	教務実施要領15	
文書16	海士情報課程	教務実施要領16	
文書17	海士情報課程	教務実施要領17	識別
文書18	海士情報課程	教務実施要領18	収集実習
文書19	海士情報課程	教務実施要領19	映像基礎
文書20	海士情報課程	教務実施要領20	映像実習
文書21	海士情報課程	教務実施要領21	
文書22	海士情報課程	教務実施要領22	自衛艦隊司令部
文書23	海士情報課程	教務実施要領23	情報業務群司令部
文書24	海士情報課程	教務実施要領24	基礎情報支援隊
文書25	海士情報課程	教務実施要領25	横須賀地方総監部
文書26	海士情報課程	教務実施要領26	航空集団司令部・第4航空 群司令部

文書 2 7	海士情報課程	教務実施要領 2 7	自衛隊情報保全隊本部
文書 2 8	海士情報課程	教務実施要領 2 8	
文書 2 9	海士情報課程	教務実施要領 2 9	情報関係機関等見学
文書 3 0	海士情報課程	教務実施要領 3 0	映像技術

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	2 ページの氏名	<p>情報隊員の氏名については、これを公にすることにより、自衛隊の情報業務に携わる個人が特定され、情報を得ようとする者から直接その個人を狙った不当な働きかけが行われるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
	文書 2		
	文書 3		
	文書 4		
	文書 5		
	文書 6		
	文書 7		
	文書 8		
	文書 9		
	文書 10		
	文書 11		
	文書 12		
	文書 13		
	文書 14		
	文書 15		
	文書 16		
	文書 17		
	文書 18		
	文書 19		
	文書 20		
2	文書 1	3 ページないし 7 ページのそれぞれ一部	<p>自衛隊の情報業務、情報活動等に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の情報活動の内容及び任</p>
	文書 2	3 ページの一部	
	文書 3	3 ページ及び 4 ページの	

	それぞれ一部	務形態等が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
文書4	3ページないし5ページ	
文書5	のそれぞれ一部	
文書6	3ページの一部	
文書8	3ページないし9ページ	
	のそれぞれ一部	
文書9	1ページ、3ページ及び	
文書10	4ページのそれぞれ一部	
文書13		
文書14		
文書15	1ページ及び3ページないし5ページのそれぞれ一部	
文書16	1ページ及び3ページのそれぞれ一部	
文書17	1ページ及び3ページないし10ページのそれぞれ一部	
文書18	1ページ、3ページ及び4ページのそれぞれ一部	
文書19	1ページ及び3ページの	
文書20	それぞれ一部	
文書21	1ページ、3ページ及び4ページのそれぞれ一部	
文書22	1ページ及び3ページの	
文書23	それぞれ一部	
文書24		
文書25		
文書26		
文書27		
文書28		
文書29		
文書30	8枚目ないし13枚目、165枚目、166枚目、170枚目ないし174枚目及び179枚目ないし181枚目のそれ	

		ぞれ一部	
--	--	------	--

※当審査会事務局において整理した。

※文書30の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。